

フィギュアフォークラブ 規約

フィギュアフォークラブは活動についての基本的事項に関し、次のとおり定める。

第1条（名称および所在地）

本クラブは、フィギュアフォークラブ（以下、「クラブ」）と称す。

事務所を東京都豊島区駒込 1-43-13 安藤ビル地下 1 階に置く。

主たる活動場所は、青山中学校 第二体育館（東京都港区北青山 1-1-9）とする。

第2条（目的）

クラブは、レスリングの普及発展につとめると共に、会員の技術や体力の向上、健康増進、ならびに会員間の親睦交流に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) レスリングの競技力向上に関すること。
- (2) レスリングの普及に関すること。
- (3) 上記のほか、クラブの目的達成のために必要なこと。

第4条（入会）

クラブに入会を希望する者（未成年の場合は保護者）は、規約並びに諸規則を了承の上、所定の入会申込書に必要事項を記入し、クラブの活動日の初回参加時に提出する。入会と同時にスポーツ安全保険への加入を必須とする。

第5条（入会資格）

- (1) 練習参加は、原則4歳以上（上限なし）とする。
- (2) 18歳以下の方は保護者の了承を得られる人。（入会する時に保護者の了承が必要）
- (3) 電話およびメールで頻繁に連絡が取れる人。（第3者でも可）
- (4) 感染症等の疾患がなく、健康状態が良好であること。
- (5) 事前に各自の責任において健康状態を確認の上、参加すること。特に、心臓病、高血圧症および糖尿病等の持病がある方は、予め医師の診断を受けて承諾の上、自己責任において参加すること。

第6条（会費・受講料の不返還）

一度納入された会費は如何なる理由があっても返還しない。

第7条（継続）

クラブに退会を通知しない限り自動的に、会員とする。

第8条（会費）

クラブで活動するためには以下の通り、会費の納付が必要とする。

1. 費用

1人1ヶ月あたり 6,000円とする。

2. 月謝のお支払い・手続方法

前納制として、月末に翌月分を入金すること。

銀行口座 みずほ銀行 恵比寿支店 普通口座 1351036 名義 フィギュアフォーラブ

※原則、入金は口座振込とし、やむを得ず期日までに入金できない場合は手渡しにて受理する。

3. 会費免除措置について

下記はクラブにて協議の上、会費を免除（一部含む）する場合がある。

免除者はクラブの模範や良き影響になるよう、積極的な練習姿勢にて参加すること。

- (1) レスリング技能が備わっている者でクラブが認めた場合。
- (2) 中学生の期間、クラブに所属していた者で、高校は全国高体連レスリング専門部加盟校に進学し、部活動としてレスリング競技を継続した場合。なお、該当者の会費納付は中学3年次の1月分までとし、2~3月分は免除とする。
- (3) その他、クラブが認めた場合。

4. 大会等における指導者帯同への謝礼について

指導者帯同への謝礼として、1選手あたり1日500円とし、徴収した謝礼は帯同指導者で均等割りにて分配する。県外への遠征等については、交通費や宿泊費等について別途保護者で検討して決める。

5. その他

- (1) 全国少年少女レスリング連盟ならびに日本レスリング協会に選手登録している他クラブ所属選手（幼児・小学生・中学生）は、ビジター料（出稽古費）して1回1,000円とする。
- (2) 入会検討の目的で体験参加を希望する場合は、所定の手続きの上、練習初回を無料にて練習参加できる。但し、体験参加における事故や怪我はクラブに一切責任を求めることが要件とする。

6. 留意事項

- (1) 当該月での変更や月ごとのシステム変更は、いかなる場合（怪我・病気・転居等）も認めない。
- (2) 休会、退会などの変更は、必ず前月20日までに申し出ること。未納が2ヶ月続いた場合は退会と判断する場合がある。
- (3) 振込手数料は負担すること。

第9条（事故、損害）

クラブは、会員一人一人の自己責任により運営することから、会員は、事故発生（自己・他者）においては、クラブへの賠償を求めるることはできない。なお、クラブは、応急処置を行う以外、一切の責任は負わない。また、練習への参加に際しては、健康な状態で参加するともに、クラブが定めるスポーツ安全保険に加入するものとし、その費用は各自の負担とする。スポーツ安全保険については納付翌日より適用されることから初回（未加入）の事故等については十分をすること。

第10条（会員の除名等）

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) クラブの名誉及び信用を失する行為、ルールを乱したとき、その他品位を汚す行為があつたとき。
- (3) 他者に著しく損害・不快感・不信感を与える恐れが有るとき。

第11条（会員の義務）

- (1) 会員は、本規約と別途定める諸規則を厳守し、会員相互の親睦交流や競技に努めること。
- (2) 身なり（服装・髪・爪等）は常に清潔にし、礼儀正しく、挨拶等他の模範となるよう努めること。
- (3) 活動では、勝手な行動をとらず、指導者の話を良く聞き、指示に従うこと。
- (4) 活動の準備（マット設営、片付け）やクラブの運営に参加すること。
- (5) クラブ指定のスポーツ安全保険へ加入すること。
- (6) 他クラブへの出稽古は必ず、まずはクラブに相談し許諾の上、他クラブ代表に連絡し許諾を得てから実行すること。

第12条（活動の休止）

クラブは、監督および監督が認めた者の指導・管理により練習を行う。

万が一、上記の者が不在の場合は原則活動を休止する。その場合、振替等は行わない。

第13条（大会等への参加資格）

クラブから大会出場を希望する者は、誠意をもって日々の練習に参加すること。

積極的に練習参加しない者や病気や怪我等の理由により、クラブが判断し、やむを得ず試合出場を許可しない場合がある。

第14条（役員）

クラブでは、次の役員をおく。

- 永久名誉顧問 ザ・デストロイヤー
- 顧問 カート・ベイラー
- 代表（監督） 本多尚基
- コーチ 村本健二、ほか若干名（人数の規定なし）
- 事務局 若干名

※監督は、クラブの活動全般を司り、クラブを代表しクラブ運営全般を統括する。

※コーチは、会員の指導に当たるもので、監督の委嘱を受けたものがこれに当たる。

※事務局は、クラブ運営全般の事務処理を行う。

第15条（免責事項）

- (1) 受け入れ機関内（クラブが借りた施設内など）で発生した盗難についてはクラブおよびその他関係者への損害賠償請求を一切しない。各自がしっかりと管理すること。
- (2) 参加者としてプログラム中に発した怪我・事故・交通機関の遅滞等に関して、クラブおよびその他関係者への損害賠償請求を一切しない。
- (3) 参加者として病気・怪我・その他の予期出来ない事情によりプログラム継続が難しい場合、自費にて治療・帰宅させられる権利を有する事に同意し、クラブやその他関係者への損害賠償請求を一切しない。
- (4) 参加者自身の責任による怪我や事故等に関して、クラブ及びその他関係者への損害賠償請求を一切しない。
- (5) 参加者は頻繁に連絡が取れる人であり（第3者可）、クラブの都合等で急遽中止になる場合がある事に同意する。なお、中止の場合、クラブおよびその他関係者へ損害賠償請求を一切しない。
- (6) 参加者が未成年の場合、保護者が規約に同意することを前提とする。なお、この規約は参加の相続人・近親者・遺言執行者・親権者・後見人とそれらの後継者にも適用する事を認める。

第16条（施行）

平成19年 8月 1日 制定・施行

平成28年 2月 1日 改訂

平成29年 3月 1日 改訂

令和 2年 2月 1日 改訂

令和 2年 4月 1日 改訂

令和 4年 1月 21日 改訂

令和 5年 4月 1日 改訂